

財務省告示第二百七十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年六月十五日に発行した利付国債の発行条  
 件を次のとおり告示する。  
 平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（二年）（第二百四 十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で二千九十七億円	二千九十九億七千五十一万三千 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年六月十五日	額面金額百円につき百円十二銭

十一  
十二  
利率  
初期  
利率

九厘  
年〇・九パーセント  
平成十八年十二月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十四号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三  
第二期  
以後  
の利子

毎年六月十五日及び十二月十五  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十四  
十五  
十六  
十七  
償還  
金額  
元利  
支額  
払込  
期日

平成二十年六月十五日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成十八年六月十五日